

裁判長認印

調 書 (決定)

事件の表示 令和6年(才)第1028号
 令和6年(受)第1317号
 決 定 日 令和7年2月28日
 裁 判 所 最高裁判所 第二小法廷
 裁判長裁判官 尾 島 明
 裁 判 官 三 浦 守
 裁 判 官 草 野 耕 一
 裁 判 官 岡 村 和 美
 当 事 者 等 別紙当事者目録記載のとおり
 原判決の表示 東京高等裁判所令和2年(ネ)第1349号(令和6年3月25日
 判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

令和7年2月28日

最高裁判所 第二小法廷

裁判所書記官 小野寺 亮一

これは正本である。

令和7年2月28日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 小野寺 亮

